

札幌方面留置施設視察委員会の委員の任命手続等に関する規程

北海道公安委員会規程第2号

平成19年5月31日

札幌方面留置施設視察委員会の委員の任命手続等に関する規程を次のように定める。

札幌方面留置施設視察委員会の委員の任命手続等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）第21条第1項の規定により北海道公安委員会（以下「道公安委員会」という。）が行う札幌方面留置施設視察委員会の委員（以下「委員」という。）の任命（以下「任命」という。）及び北海道留置施設視察委員会条例（平成19年北海道条例第3号。以下「条例」という。）第3条第4項の規定により道公安委員会が行う委員の解任（以下「解任」という。）手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(任命)

第2条 任命は、道公安委員会が辞令（別記第1号様式）を交付して行うものとする。

2 北海道警察本部長（以下「警察本部長」という。）は、任命のための参考資料として、札幌方面留置施設視察委員会委員候補者調書（別記第2号様式）を道公安委員会に提出するものとする。

(解任)

第3条 解任は、道公安委員会が辞令（別記第3号様式）を交付して行うものとする。

2 警察本部長は、委員が条例第3条第4項に規定する解任事由に該当すると認めるときは、札幌方面留置施設視察委員会委員解任事由調書（別記第4号様式）を道公安委員会に提出し、当該委員の解任を求めることができる。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成26年北海道公安委員会規程第1号）

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

別記様式省略